

令和8年度 岩沼市認知症初期集中支援事業
仕 様 書

岩 沼 市

仕様書

件名：令和 8 年度 岩沼市認知症初期集中支援事業

1. 一般共通事項

1. 1 概要

本仕様書は、宮城県岩沼市（以下「本市」という。）の岩沼市認知症初期集中支援事業業務（以下「本業務」という。）に関する仕様を示す。

1. 2 適用

本仕様書は、本業務に適用する。なお、本仕様書に規定されていない事項については、監督職員と協議のうえ、当該協議結果を本業務に反映させること。

1. 3 履行場所

岩沼市内全域

1. 4 履行期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

2. 一般事項

2. 1 一般事項

- (1) 本業務の着手に先立ち、対象者の特性等を十分に把握したうえで着手する。
- (2) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受託者の責任において履行する。また、本仕様書に規定のない事項であっても、技術上、当然実施すべき事項については受託者の負担において実施する。
- (3) すべての契約図書は、相互に補完する。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、本仕様書、契約書の順番とするが、あらかじめ監督職員と協議のうえ解釈する。

2. 2 用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は次による。

- (1) 「監督職員」とは、契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行う者をいう。
- (2) 「検査」とは、契約書に規定する完了検査をいい、本業務の完了の確認又は支払いの請求に関わる本業務の終了の確認をするために、契約書に規定する検査職員が行う検査をいう。
- (3) 「緊急対応」とは、台風、暴風雨、地震等の発生のおそれがある場合及びそれらの発生直後並びに各機器の不具合発生時に、臨時に行う保守等の対応をいう。

2. 3 受託者の負担の範囲

- (1) 本業務の実施に必要な電気、水道等の使用に係る費用については、無償とする。
- (2) 本業務に必要な測定機器等の資機材は、本市で設置又は所有しているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 本業務に必要な消耗品、教材材料等は、受託者の負担とする。
ただし、本市から支給するものは除く。

2. 4 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し本業務の円滑な遂行を図るものとする。なお、これらに必要な届出がある場合には、監督職員と協議のうえ受託者にて処理を行うこと。

2. 5 事前確認

業務責任者は、本業務の実施に先立ち本業務の実施内容について監督職員と打ち合わせを行い、事業開始前までに共有しておくこと。

2. 6 業務管理

- (1) 受託者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合には遅滞なく業務関係者に周知し、安全を図ること。
- (2) 受託者は、本業務において障害や安全上の問題等が発生した場合には遅滞なく監督職員に報告し、必要に応じて監督職員と協力し状況調査や原因究明及び適切な措置と再発防止策を実施すること。
- (3) 受託者は、本業務においてヒヤリ・ハットしたことや安全上問題のある箇所等、安全に関する情報を積極的に収集し、監督職員に報告すること。

2. 7 服装等

受託者は、本業務を履行する場合は、身分を明らかにするため身分証明書を携帯し、名札又は腕章等を着用して行うこと。

2. 8 設備の重要度

履行場所における全ての設備の利用にあたり、本業務の実施に際して運用に重大な影響を及ぼすことがないよう、履行方法には十分な注意を払うとともに障害に備えた体制で業務の実施に当たらなければならない。また、本業務の実施に際しこれら設備の運用に支障を来すおそれのある場合は、あらかじめ監督職員に連絡しその指示に従うこと。

2. 9 施設の賠償責任

受託者は、各設備又はその他の施設等を故意又は過失によって、破損・汚損若しくは滅失

してはならない。万一これらを破損・汚損若しくは滅失した場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、受託者の負担において修復又は賠償すること。

2. 10 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得たすべての事柄について、本業務履行中及び本業務完了後においてもこれを他に漏らしてはならない。

2. 11 契約代金額の支払条件

本業務における契約代金額は前払いとし、本市は提出された報告書に基づき検査を行い、第四半期毎に支払うものとする。また、受託者は検査職員による検査合格の後、適切な請求書を監督職員に提出すること。

3. 業務内容

3. 1 業務の目的

本事業は、岩沼市認知症初期集中支援推進事業実施要綱に基づき、認知症になっても認知症の人（以下「本人」という。）の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、本人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

3. 2 業務の位置づけ

(1) 位置づけ

地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業

(2) 準拠法令等

本業務は、次の準拠法令に基づき非課税事業となる。

- ・消費税法別表第二第7号ハ、消費税法施行令第14条の3第5号
- ・消費税法基本通達6-7-10(2)
- ・平成18年厚生労働省告示第311号「消費税法施行令第14条の3第5号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等を定める件」

3. 3 対象者

原則として40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、次の(1)から(3)のいずれかの基準に該当する市民及びその家族を対象とする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、又は中断しているもので以下のいずれかに該当する者

- ①認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ②継続的な医療サービスを受けていない者
- ③適切な介護サービスに結び付いていない者

- ④介護サービスの利用を中断している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者
- (3) その他認知症初期集中支援が必要な状態にあると本市が認める者

3. 4 実施体制

(1) チーム員の要件

受託者は、次の①ーアからウの要件を全て満たす専門職 2 名以上と、②の要件を満たす専門医 1 名の計 3 名以上からなる支援チームを編成すること。ただし、他の業務との兼務を可能とし、受託者と業務に従事する者とは雇用関係にあること。

①専門職

ア 保健師、看護師、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉士、臨床心理士、その他の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

イ 認知症支援又は在宅支援に関して 3 年以上の実務経験を有する者

ウ 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」(以下「同研修」という。)を当該年度中に受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。ただし、やむを得ず受講できない場合には、同研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。なお、同研修受講修了前の事業実施に当たっては、国立研究開発法人 国立長寿医療研究センターが示す『認知症初期集中支援チーム員研修テキスト』をはじめとする研修資料に基づき、業務を行うものとする。

②専門医

日本老年精神医学学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医であるもの。

(2) チーム員の役割

①専門職

対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問等による支援を行う。

②専門医

チーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問等による支援を行う。

3. 5 業務内容

(1) 認知症に関する普及啓発

地域住民や関係機関・団体に対し、認知症について広報活動や協力依頼を行うなど、地域の実情に応じた取組を行う。

(2) 認知症初期集中支援の実施

①訪問支援対象者の把握

受託者は、対象者に関する情報提供を受けた後、速やかにチーム員会議を開催し、訪問が必要な場合は速やかに訪問日程等の事前調整を行う。チーム員が直接対象者に関する情報を知り得た場合においても、管轄する地域包括支援センター等と情報共有を行い、調整を図る。

②情報収集及び観察・評価

受託者は、支援対象者のほか、その家族など、あらかじめ協力の得られる人が同席できるよう調整を行い、支援対象者の現病歴、既往歴、生活状況に加え家族の状況等を情報収集するとともに、認知症の包括的観察・評価を行う。

③初回支援時の支援

受託者は、初回支援時に、認知症の包括的観察・評価、基本的な認知症に関する正しい知識と情報の提供、専門的医療機関への受診や介護保険サービスの利用の効果に関する説明及び支援対象者やその家族の心理的サポートや助言などを行う。また、対象者を所管する地域包括支援センター職員も同行するよう調整する。

訪問する場合のチーム員数は、初回の観察・評価の訪問は、原則として医療系職員と介護系又は福祉系職員それぞれ1名以上の計2名以上で訪問する。ただし、介護系又は福祉系職員については、地域包括支援センター職員等でも可とする。

④専門医を含めたチーム員会議の開催

受託者は初回支援後、支援対象者毎に観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等（以下「支援方針等」とする。）を決定するため、専門医を含めたチーム員会議を行い、必要に応じて、支援対象者のかかりつけ医、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、本市介護福祉課職員等を含めた会議を実施する。

⑤初期集中支援の実施

受託者は、医療機関の受診が必要な場合の支援対象者への動機付けや継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービスの利用等の勧奨・誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア及び生活環境などの改善などの支援を行う。支援期間は、訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、おおむね6か月間とする。

⑥引き継ぎ後のモニタリング

受託者は、初期集中支援の終了をチーム員会議で判断した場合、管轄する地域包括支援センターや担当介護支援専門員等と同行訪問を行う等の方法で円滑に引き継ぎ

を行う。

チーム員会議において引き継ぎを行ったおおむね3か月から6か月後に、サービスの利用状況などを評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行う。

⑦チーム員定例会議の開催（月1回）

支援対象者の支援経過の共有や振返りなどを通じた事業課題の抽出や整理を行う。

3. 6 記録等の保管

支援対象者に関する情報、観察・評価結果、初期集中支援の内容等を記録した書類を適切に管理し、5年間保管すること。

4. 業務報告

受託者は岩沼市長に対し、以下のとおり業務報告を行うこと。

(1) 各月報告書

実施月毎に、事業実施報告書（様式は任意）により、ケース概要・相談内容・相談結果・対応等について業務報告を行うこと。

① 提出期限 実施月の翌月10日まで

ただし、3月分は令和9年3月31日までとする。

② 形 状 書面による

(2) 年度末報告書

事業の年次報告、考察等を含む事業実施全体報告書（様式は任意）により、業務完了届にて業務報告を行うこと。

① 提出期限 令和9年3月31日まで

② 形 状 書面による

(3) その他

必要時、国及び県への報告並びに県内自治体や関係機関等への情報提供を目的とした報告書を作成し提出すること。

5. 検査

本業務の検査は、本仕様書及び契約書の定めるところにより行う。なお、受託者は検査に先立ち、前記4. に規定する報告書類のほか、検査職員又は監督職員が検査のため提出を求める本業務の成果を示す書類を用意する。

6. 履行条件

職員の配置に当たっては、業務従事者報告（本市指定様式）及び事業（業務）に必要な資格証明書・研修修了書等の写しを契約書へ添付し、本市に提出すること。なお、採用や退職等

により、本事業の従事者に変更が生じる場合には、その都度関係書類を提出すること。

7. その他

- (1) 受託者は、チーム員に必要な研修を行うこと。
- (2) 事業の遂行に当たっては、本市担当者と連携・連絡をとりながら進めること。
- (3) 受託者は、本市から会議等への出席の要請があった場合には、これに出席すること。
- (4) 委託業務内容について、制度変更等により、年度途中に変更・改正された場合には、本市の指示に従うこと。
- (5) 本事業に使用する様式については、本市が別途指示する。
- (6) 個人情報保護法及び岩沼市個人情報保護法施行条例の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 本業務の再委託、又は他者への請け負いは禁止とする。
- (8) その他詳細について必要な事項は、別紙契約書に定めるものとし、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議し決定する。